

汚泥再生処理センター建設工事
落札者決定基準

令和3年7月

御坊広域行政事務組合

● ● ● 目 次 ● ● ●

1	総合評価一般競争入札による請負者の決定	1
2	審査の流れ	2
(1)	参加資格審査	2
(2)	基礎審査	2
(3)	工事価格の入札	3
(4)	定量化審査	3
(5)	落札者の決定	4
(6)	審査フロー	5
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	6
4	書類の確認方法及び基礎審査の基準	8
(1)	書類の確認方法	8
(2)	基礎審査の基準	8
5	工事価格の入札	9
6	定量化審査の基準	10
(1)	定量化審査の基本方針	10
(2)	定量化審査の方法	10
(3)	定量化審査の項目及び配点	10
(4)	技術提案内容の得点化	11
(5)	工事価格の得点化	14
(6)	総合評価点数の算出	14
(7)	優秀提案者の決定	14

1 総合評価一般競争入札による請負者の決定

汚泥再生処理センター建設工事（以下「建設工事」という。）の請負者には、建設工事の設計・施工に関する専門的な技術やノウハウの保有が必須となる。このため、請負者決定に係る契約締結方式は、技術提案及び工事価格の総合的な評価によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

汚泥再生処理センター建設工事落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、建設工事の入札説明書類等に基づき参加表明者から提出された書類（参加資格審査申請書類、技術提案書及び入札書）を、可能な限り客観的に審査して落札者を決定するための基準を示すものである。

2 審査の流れ

総合評価一般競争入札における審査の流れは、次のとおりである。

(1) 参加資格審査

参加資格審査は、御坊広域行政事務組合（以下「組合」という。）が設置する汚泥再生処理センター建設工事総合評価一般競争入札審査会（以下「審査会」という。）において行う。

ア 参加資格審査申請書類の確認

組合は、提出された建設工事の入札に関する参加資格審査申請書類が全て揃っており、参加資格審査に支障のないことを確認する。

なお、参加資格審査申請書類に虚偽の記載事項、書類の不備又は重大な不適合があるときは、提出者を失格とする。

イ 参加資格審査

審査会は、参加資格審査申請書類により、入札参加希望者が落札者決定基準「3 入札参加者の備えるべき参加資格要件」（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。

組合は、審査会の結果を受けて、参加資格要件を満たしていると認められると判断したときは、その参加資格審査申請書類の提出者に汚泥再生処理センター建設工事技術提案仕様書（以下「技術提案仕様書」という。）を貸与するとともに、汚泥再生処理センター建設工事技術提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を要請する。なお、参加資格要件を満たしていないと認められると判断したときは、その参加資格審査申請書類の提出者を失格とする。

(2) 基礎審査

ア 技術提案書の確認

組合は、提出された技術提案書の構成、項目等が全て整っており、技術提案書の基礎審査及び定量化審査に支障のないことを確認する。この結果、提出書類に不備不足がある場合は、その提出者を失格とする。

イ 技術提案書の基礎審査

技術提案書の基礎審査は、審査会において行う。審査会は、提出された技術提案書と技術提案仕様書との整合性及び提出図書間の不整合などを確認する。

組合は、審査会が技術提案仕様書の内容を全て満たし、不整合も認められないと判断した場合、その技術提案書の提出者に工事価格の入札について通知する。審

査会が、技術提案仕様書との軽微な不整合、又は提出図書間の軽微な不整合が部分的に認められると判断した場合には、その技術提案書の提出者に提案内容の改善を指示するとともに、工事価格の入札について通知する。審査会が、性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、技術提案仕様書との重大な不整合、又は提出図書間の重大な不整合があると判断した場合には、その技術提案書の提出者を失格とする。

(3) 工事価格の入札

組合は、技術提案書の基礎審査を通過し、工事価格の入札について通知した者（以下「入札参加者」という。）に対し、汚泥再生処理センター建設工事要求水準書（技術提案仕様書及び技術提案書の基礎審査結果を基に組合が作成する工事契約図書、以下「要求水準書」という。）を貸与し、工事価格の入札を実施する。

組合は、入札書に記載された工事価格が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、工事価格が予定価格を超える場合は、その入札書の提出者を失格とする。

(4) 定量化審査

審査会は、次の方法により技術提案書の提案内容と入札価格の定量化を行い、優秀提案者を決定する。

ア 一般要求事項に関する提案内容の定量化

一般要求事項に関する提案内容について、落札者決定基準「6 定量化審査の基準」で示す一般要求事項に関する得点化の基準に基づき、審査項目ごとに技術提案仕様書との整合性、又は提出図書間の整合性を評価し、得点化を行う。

イ 特定要求事項に関する提案内容の定量化

一般要求事項以外で組合が特定する事項に関する提案内容について、落札者決定基準「6 定量化審査の基準」で示す特定要求事項に関する得点化の基準に基づき、審査項目ごとにその優劣を評価し、得点化を行う。

ウ 工事価格の定量化

入札書に記載された工事価格について、落札者決定基準「6 定量化審査の基準」で示す工事価格を得点化するための算定式に基づき、得点化を行う。

エ 総合評価点数の算出

一般要求事項に関する提案内容の審査、特定要求事項に関する提案内容の審査及び工事価格に関する審査により算出された審査項目ごとの得点を合計し、総合評

価点数を算出する。

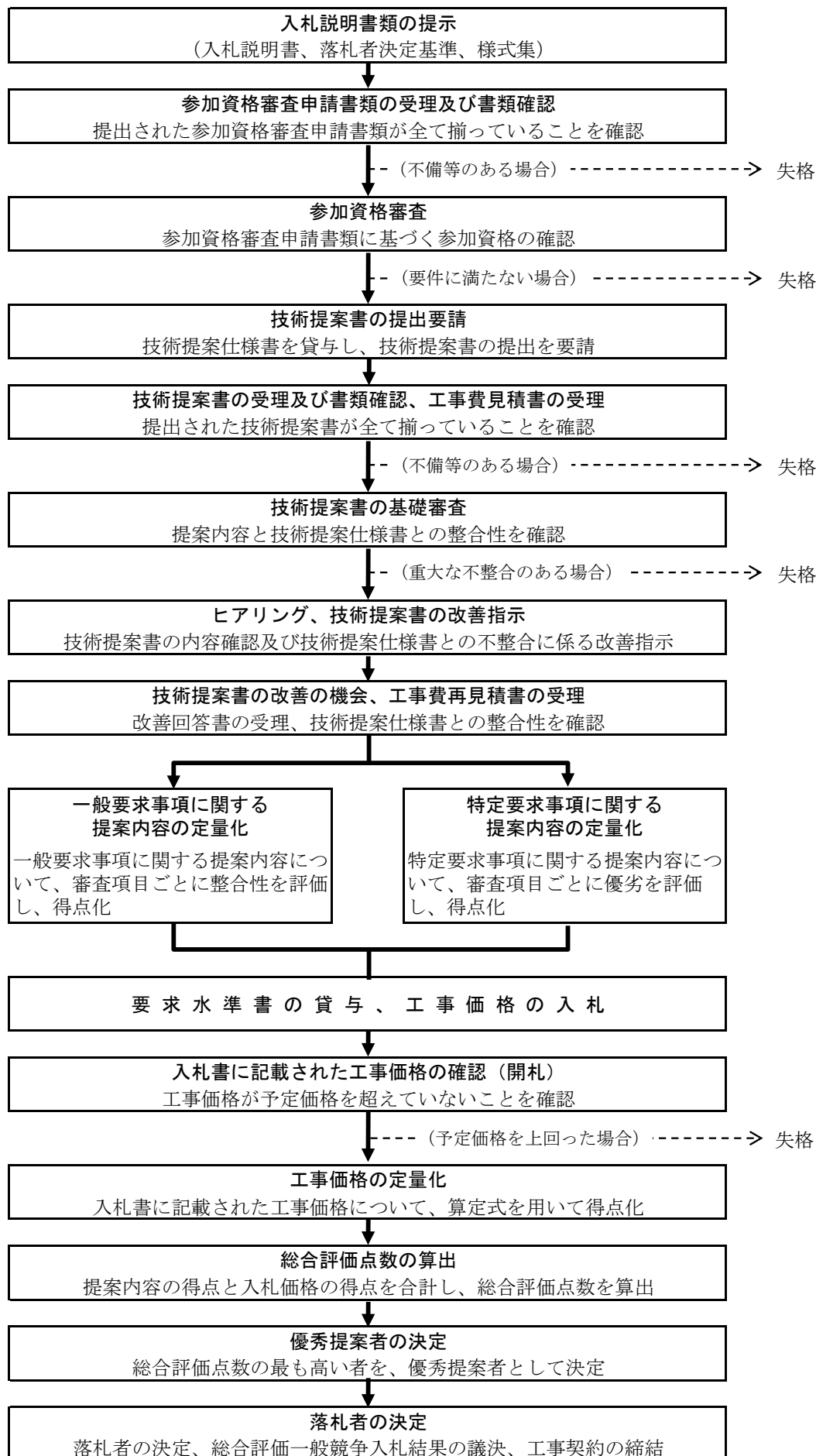
オ 優秀提案者の決定

総合評価点数の最も高い者を、優秀提案者として決定する。

(5) 落札者の決定

組合は、審査会の優秀提案者の決定を踏まえ、落札者を決定する。

(6) 審査フロー



3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

建設工事の入札に参加する者は、建設工事の発注手続きへの応募から落札者決定までの期間において、次に掲げる要件を全て備えていること。

- (1) 参加資格申請書類提出時点において、組合の建設工事業者として入札参加資格者として登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 特定関係にある会社同士の入札参加制限基準に基づく資本関係又は人的関係にない者であること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の役員を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されるおそれがあると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる特定関係があると認められる場合

- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けている者。
- (5) 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定通知書における清掃施設工事の総合評定値が、900点以上の者であること。
- (6) 和歌山県及び構成市町のいずれかにより入札参加停止（又は指名停止）若しくは入

札参加資格者から排除する措置を受けていない者であること。

- (7) 地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注した生物学的脱窒素処理方式による汚泥再生処理センター（資源化は助燃剤化に限る。）の建設工事を元請けとして行い、平成23年度以降に竣工し、稼動開始に至った実績を有する者であること。
- (8) 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、平成23年度以降に稼動開始した生物学的脱窒素処理方式によるし尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）の建設工事の経験があり、直接かつ恒常的雇用関係にある技術者を専任で配置できる者であること。

4 書類の確認方法及び基礎審査の基準

(1) 書類の確認方法

ア 確認方法

技術提案書の構成、項目等が、技術提案書の基礎審査及び定量化審査に支障のないことを確認する。この結果、書類の不備不足が確認された場合は、失格とする。

イ 確認内容

- (ア) 提出された入札書類が全て揃っていること。
- (イ) 技術提案書の構成、項目が、入札説明書類に示された基礎審査及び定量化審査の審査項目を満たしていること。

(2) 基礎審査の基準

ア 審査方法

提出された技術提案書と技術提案仕様書との整合性及び提出図書間の不整合などを確認し、建設工事への適合性が極めて低いと判断する提案を選別する。

イ 審査基準

(ア) 審査項目

技術提案書の基礎審査における審査項目は、次に示すとおり、建設工事への適合性を判断する上で最低限必要な事項とする。

基礎審査の審査項目	
技術提案書	i 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	ii 設備仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	iii 図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	iv その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項
	v 提案図書間の整合性に関する事項

(イ) 審査基準

技術提案書の基礎審査における審査基準及び各適合段階における判断と対応は、次のとおりとする。

適合段階	審査基準	判断	対応
A	技術提案書が技術提案仕様書を全て満たしており、提出図書間の不整合も認められない。	合格	工事価格入札の通知
B	技術提案書と技術提案仕様書に軽微な不整合、又は提出図書間に軽微な不整合が認められる。	合格	提案内容の改善指示 工事費再見積書の提出要請 工事価格入札の通知
C	性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、技術提案仕様書との重大な不整合、又は提出図書間の重大な不整合が認められる。	失格	失格の通知

5 工事価格の入札

入札書に記載された工事価格が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、工事価格が予定価格を超える場合は、その入札書の提出者を失格とする。

6 定量化審査の基準

(1) 定量化審査の基本方針

建設工事の目的を実現する上で必要な事項を審査項目とし、提案内容の定量化を図ることにより、客観的な視点から最も優秀な提案者を決定する。

(2) 定量化審査の方法

入札参加者から提出された技術提案書の提案内容及び入札書に記載された入札価格について、審査項目ごとに得点化を行い、それらを合計した総合点数の最も高い者を、優秀提案者として決定する。

(3) 定量化審査の項目及び配点

定量化審査における審査項目及び配点は、次のとおりとする。

審 査 項 目		配点
一般要求事項 (技術提案全体)	i 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	2
	ii 設備仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	2
	iii 図書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	2
	iv その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	2
	v 提案図書間の整合性に関する事項	2
	小 計	10
特定要求事項 (特定テーマ)	I 処理機能に関する事項	10
	II 維持管理コストの低減に関する事項	10
	III 造成工事・全体配置・動線計画・景観等に関する事項	10
	IV 施設の長寿命化に関する事項	5
	V 施設の防災、減災等の災害対策に関する事項	5
	VI 施設から発生する臭気対策に関する事項	5
	VII 地域の活性化と地元貢献に関する事項	10
	小 計	55
技術提案書の配点計		65
工事費の提案	工事価格に関する事項	35
配 点 合 計		100

(4) 技術提案内容の得点化

ア 技術提案内容の得点化の方法

技術提案書の提案内容について、審査項目ごとに評価段階に基づく5段階評価を行い、審査項目ごとの配点に評価段階における評価率を乗じ、審査項目ごとの得点を算出する。

イ 一般要求事項

(ア) 評価段階、評価基準及び評価率

一般要求事項のうち、i～iiiの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	一般要求事項の評価基準	評価率
A	当該審査項目において、技術提案仕様書を全て満足している。	1.00
B	当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が5箇所未満となっており、改善の機会で改善が確認できる。	0.75
C	当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が5箇所以上10箇所未満となっており、改善の機会で改善が確認できる。	0.50
D	当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が10箇所以上認められるが、改善の機会で改善が確認できる。	0.25
E	当該審査項目において、技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が認められるが、改善の機会で改善が確認できない。	0.00

一般要求事項のうち、ivの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	一般要求事項の評価基準	評価率
A	技術提案仕様書を全て満足している。	1.00
B	技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が2箇所未満となっており、改善の機会で改善が確認できる。	0.75
C	技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が2箇所以上5箇所未満となっており、改善の機会で改善が確認できる。	0.50
D	技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が5箇所以上認められるが、改善の機会で改善が確認できる。	0.25
E	技術提案仕様書との軽微な不整合箇所が認められるが、改善の機会で改善が確認できない。	0.00

一般要求事項のうち、vの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	一般要求事項の評価基準	評価率
A	提案図書間に不整合箇所が認められない。	1.00
B	提案図書間の軽微な不整合箇所が5箇所未満となっており、改善の機会が確認できる。	0.75
C	提案図書間の軽微な不整合箇所が5箇所以上10箇所未満となっており、改善の機会が確認できる。	0.50
D	提案図書間の軽微な不整合箇所が10箇所以上認められるが、改善の機会が確認できる。	0.25
E	提案図書間に軽微な不整合箇所が認められるが、改善の機会が確認できない。	0.00

(イ) 評価の視点

一般要求事項に関する提案内容の評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審査項目	評価の視点
i 設計計算書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	各審査項目に対応する提案内容が、技術提案仕様書を満たしているか、又は提案図書間に不整合がないかを評価の基本とする。技術提案仕様書を全て満足し、提案図書間の不整合も認められない場合には、配点の100%を付与する。技術提案仕様書との軽微な不整合及び提案図書間の軽微な不整合が認められる場合には、その度合に応じて減点する。
ii 設備仕様書と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
iii 図面類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
iv その他の書類と技術提案仕様書の整合性に関する事項	
v 提出図書間の整合性に関する事項	

ウ 特定要求事項

(ア) 評価段階、評価基準及び評価率

特定要求事項Ⅰ～Ⅶの項目に関する提案内容の評価段階、評価基準及び評価率は、次のとおりとする。

評価段階	特定要求事項の評価基準	評価率
A	当該評価項目において、大変優れている。	1.00
B	当該評価項目において、やや優れている。	0.75
C	当該評価項目において、一定の評価ができる。(標準)	0.50
D	当該評価項目において、やや劣っている。	0.25
E	当該評価項目において、大変劣っている。	0.00

(イ) 評価の視点

特定要求事項に関する提案内容を評価する際は、審査項目ごとに次の視点に基づき行う。

審査項目	評価の視点
Ⅰ 処理機能に関する事項	<p>所定の処理性能を達成できる根拠資料の妥当性 負荷変動、将来的な低負荷対応の妥当性、具体性、実現性</p> <p>各審査項目に対応する提案内容が、具体的に示され、妥当性を有し、かつ実現可能なものであるかを評価の基本とする。</p>
Ⅱ 維持管理コストの低減に関する事項	<p>維持管理コスト※¹低減策の妥当性、具体性、実現性</p> <p>一定の評価ができる場合に、配点の50%を付与し、より優れた提案と認める場合に、配点の残り50%を優秀の度合に応じて加点する。一定の評価ができない場合には、その度合に応じて減点する。</p>
Ⅲ 造成工事・全体配置・動線計画・景観等に関する事項	<p>造成工事・全体配置・動線計画・景観等の合理性、妥当性、実現性</p>
Ⅳ 施設の長寿命化に関する事項	<p>ライフサイクルコスト※²低減及び将来の基幹的設備改良事業等に向けた建設段階における提案に対する合理性、妥当性、具体性</p>
Ⅴ 施設の防災、減災等の災害対策に関する事項	<p>災害対策の妥当性、具体性、実現性</p>
Ⅵ 施設から発生する臭気対策に関する事項	<p>臭気対策の妥当性、具体性、実現性</p>
Ⅶ 地域の活性化と地元貢献に関する事項	<p>地域の活性化促進に向けた対応の具体性、実現性</p>

※1：電力費、薬品費、補修費等、維持管理に係る費用

※2：維持管理コストを除いた施設のライフサイクルに係る費用

(5) 工事価格の得点化

ア 工事価格の得点化方法

入札書に記載された工事価格について、得点化のための算定式により点数を算出する。

イ 算定式

工事価格のうち、最低価格又は組合が設定する提案下限価格以下の入札参加者は、その金額にかかわらず35点とする。

それ以外の入札参加者の価格点数は、下記に示す各入札参加者の入札価格と最低価格又は提案下限価格との比率に配点（35点）を乗じて算出する。

なお、点数は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

a. 最低価格 > 提案下限価格の場合

価格点数 = $\{ (\text{予定価格} - \text{各参加者の入札価格}) \div (\text{予定価格} - \text{最低価格}) \} \times 35\text{点}$

b. 最低価格 ≤ 提案下限価格の場合

価格点数 = $\{ (\text{予定価格} - \text{各参加者の入札価格}) \div (\text{予定価格} - \text{提案下限価格}) \} \times 35\text{点}$

(6) 総合評価点数の算出

技術提案書の提案内容に関する審査及び工事価格に関する審査により算出された審査項目ごとの点数を合計し、総合評価点数を算出する。

(7) 優秀提案者の決定

総合評価点数の最も高い者を優秀提案者として決定する。